

国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区

指定計画書（環境省案）

平成 年 月 日

環 境 省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

肥前鹿島干潟鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

佐賀県鹿島市、富山籠排水樋管を起点とし、同所から富山籠及び末増籠の海岸防波堤（法尻）を北東に進み起点からの距離 2,000m の地点（北緯 33 度 7 分 18.3 秒 東経 130 度 7 分 26.4 秒）に至り、同所から北東に進み鹿島市と杵島郡白石町と航路右岸との接点（北緯 33 度 7 分 24.2 秒 東経 130 度 7 分 30.2 秒）に至り、同所から鹿島市と杵島郡白石町の境界線を南東に進み航路右岸との交点（北緯 33 度 7 分 1.2 秒 東経 130 度 7 分 43.9 秒）に至り、同所から航路右岸を南進し海上の点（北緯 33 度 7 分 0 秒 東経 130 度 7 分 59 秒）に至り、同所から南進して海上の点（北緯 33 度 6 分 21.5 秒 東経 130 度 7 分 59 秒）に至り、同所から西進して航路左岸との交点（北緯 33 度 6 分 21.5 秒 東経 130 度 7 分 30.8 秒）に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 27 年 5 月 1 日から平成 46 年 10 月 31 日まで

### (4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

### (5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、佐賀県南部の有明海西岸に位置し、塩田川、鹿島川の河口及びその周辺の海岸に発達する干潟である。

このような自然環境を反映してシギ・チドリ類が秋から春にかけて約 1,700 羽<sup>\*1</sup> 渡来て休息及び採餌を行い、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な渡りの中継地及び越冬地の一つとなっている。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のツクシガモ、ズグロカモメ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。

また、ズグロカモメは東アジア地域個体群全体の 1 % を超える 370<sup>\*2</sup> 程度が毎年渡来し、チュウシャクシギは東アジア地域個体群全体の 1 % を超える 1,000 羽<sup>\*3</sup> 程度が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類を中心とした多くの渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成

14年法律第88号) 第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

\*1:「モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査」において、ある年度に確認されたシギ・チドリ類の種別最大確認数を総計し、平成21年度から平成25年度までの5箇年(公開されている資料のうち直近のもの)について、平均した数。

\*2:ズグロカモメ飛来数は、鹿島市による調査における種別最大確認数の平成21年度から平成25年度までの平均値。

\*3:チュウシャクシギ飛来数は、鹿島市による調査における種別最大確認数の平成22年度から平成26年度までの平均値。

## 2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ類等の渡り鳥の保護を図るとともに、中継地及び越冬地として安定的に休息及び採餌が行われる良好な生息環境が維持されるよう適切な管理に努める。
- 2) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発を行う。
- 3) 有明海に生息する生物の生息地及び水辺景観の保全を行うことを目的として関係団体により設置される協議会と協力して利用者及び地域住民に対する環境学習等を実施する。また、当該協議会又は地方公共団体が当該区域周辺において行う自然環境の保全活動と連携を図りながら管理を進める。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

## 3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 67 ha

内訳

### ア 形態別面積

|     |       |
|-----|-------|
| 林 野 | 0 ha  |
| 農耕地 | 0 ha  |
| 水 面 | 67 ha |
| その他 | 0 ha  |

イ 所有者別内訳

|          |       |
|----------|-------|
| 国有地      | 0ha   |
| 地方公共団体有地 | 0 ha  |
| 私有地等     | 0 ha  |
| 公有水面     | 67 ha |
|          |       |
|          |       |
|          |       |

都道府県有地 0 ha  
市町村有地等 0 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

|              |      |              |      |
|--------------|------|--------------|------|
| 自然環境保全法による地域 | — ha | 自然環境保全地域特別地区 | — ha |
|              |      | 自然環境保全地域普通地区 | — ha |
| 自然公園法による地域   | — ha | 特別保護地区       | — ha |
|              |      | 特別地域         | — ha |
|              |      | 普通地域         | — ha |
| 文化財保護法による地域  | — ha |              |      |

#### 4 指定地域における鳥獣の生息状況

##### （1）当該地域の概要

###### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、有明海の湾奥部にあって佐賀県鹿島市東部に位置する海岸沿いの内面海域である。北東部が白石町の海岸と隣接している。

鹿島市北部の塩田川、これより南側を流れる鹿島川に挟まれた北鹿島平野の有明海前面には、海岸から幅が約5km、面積約600haに及ぶ干潟面が形成されており、当該区域はその一部である。

###### イ 地形、地質等

当該区域は有明海に注ぐ筑後川、塩田川等の河川より運搬された土砂が堆積して形成された干潟で、主な土砂の供給源である塩田川が、多良岳火山の風化土、火山灰及び肥前丘陵の頁岩の風化による粘土を多く運ぶことから、泥質の干潟となっている。

###### ウ 植物相の概要

当該区域の陸地部分である海岸防波堤より数十mの範囲は防潮のための礫が敷き詰められており、植生はほとんど認められない。

当該区域より北部の塩田川合流点付近では、ヨシのほか、フクド、ヒロハマツナ、泥干潟に生育するシチメンソウ等の塩生植物が生育している。

## エ 動物相の概要

当該区域には 6 目 11 科 77 種の鳥類が確認されている。

中でもシギ・チドリ類は、春及び秋の渡りの時期を中心に、約 40 種程度が渡来するなど、当該区域は渡りの中継地として重要である。また、一部当該区域で越冬する種もいる。優占種は季節ごとに入れ替わるが、特にアオアシシギ、ソリハシシギ、チュウシャクシギ、ホウロクシギ（環境省レッドリスト絶滅危惧 II 類）、キアシシギ、等は渡来数が多い。これらの種は潮の干満に合わせて移動し、干潟で採食、堤防や波打ち際で休息をとるなどして当該区域を利用する。

これらシギ・チドリ類の他にも環境省が作成したレッドリストに掲載されているツクシガモ（同絶滅危惧 II 類）、ズグロカモメ（同絶滅危惧 II 類）等の希少な渡り鳥が多数見られる越冬地となっており、近年はクロツラヘラサギ（同絶滅危惧 I B 類）の飛来数が増加している。

以上のことから当該区域は、平成 14 年 3 月に水鳥の重要生息地として、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの下での渡り性水鳥重要生息地ネットワーク（シギ・チドリ類）に参加している。

また、干潟を生息地とする生物として、ムツゴロウ（魚類、同絶滅危惧 I B 類）、クロヘナタリ（巻貝類、同絶滅危惧 I 類）やシマヘナタリ（巻貝類、同絶滅危惧 I 類）、サキグロタマツメタ（巻貝類、同絶滅危惧 I 類）、シオマネキ（甲殻類、同絶滅危惧 II 類）などが生息している。ただし、近年、有明海における貧酸素水塊の発生等環境変化が指摘されており、当該区域においてもウミタケなどの漁獲量が減少している。

### （2）生息する鳥獣類

鳥類は別表のとおり。なお、当該区域を主な生息地とする獣類は確認されていない。

### （3）当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内では被害は発生していない。当該区域の近接地ではノリ養殖が行われており、その生産量は有明海域全域で全国の約 4 割を占めるが、カモ類によるノリの食害による被害が出ている。当該被害はバリカン症と呼ばれ、これまで被害を生じさせる種が特定されていなかったが、平成 25 年度にヒドリガモによる被害であることが判明した。対策として、行政機関や養殖事業者による超音波及び音による脅し等、また、一部では船から銃による有害鳥獣捕獲も実施されている。

## 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

## 6 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 3本
- (2) 案内板 1基

## (別表) 肥前鹿島干潟鳥獣保護区

| 目      | 科      | 種または亜種   | 種の指定等   |
|--------|--------|--|---|
| カモ     | カモ     | サカツラガモ<br>ヒシクイ<br><u>マガン</u><br>○ ツクシガモ<br>アカツクシガモ<br>オシドリ<br>○ オカヨシガモ<br>○ ヨシガモ<br>○ ヒドリガモ<br>○ マガモ<br>○ カルガモ<br>○ ハシビロガモ<br>○ オナガガモ<br>○ シマアジ<br>○ <u>トモエガモ</u><br>○ コガモ<br>○ ホシハジロ<br>アカハジロ<br>○ キンクロハジロ<br>○ スズガモ<br>ウミアイサ | DD<br>VU<br>NT、天然記念物<br>VU<br>DD<br>DD<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>VU<br>—<br>—<br>—<br>DD<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>—<br>— |
| カツオドリ  | ウ      | カワウ  | —   |
| ペリカン   | サギ     | ○ アオサギ<br>○ ダイサギ<br>○ コサギ<br>カラシラサギ  | —<br>—<br>—<br>NT   |
| トキ     | トキ     | ○ ヘラサギ<br>○ クロツラヘラサギ   | DD<br>EN  |
| チドリ    | チドリ    | ○ ムナグロ<br>○ ダイゼン<br>○ コチドリ<br>○ シロチドリ<br>○ メダイチドリ<br>オオメダイチドリ  | —<br>—<br>—<br>—<br>VU<br>—<br>—  |
| ミヤコドリ  | ミヤコドリ  | —  | —   |
| セイタカシギ | セイタカシギ | ソリハシセイタカシギ   | VU<br>—   |
| シギ     |        | ○ オオハシシギ<br>○ オグロシギ<br>○ <u>オオソリハシシギ</u><br>コシャクシギ<br>○ チュウシャクシギ<br>○ ダイシャクシギ<br>○ ホウロクシギ<br>○ <u>ツルシギ</u><br>アカアシシギ<br>○ コアオアシシギ<br>○ アオアシシギ<br><u>カラフトアオアシシギ</u><br>○ <u>タカブシギ</u><br>○ キアシシギ<br>○ ソリハシシギ<br>○ イソシギ          | —<br>—<br>VU<br>国際希少、 EN<br>—<br>—<br>—<br>VU<br>VU<br>VU<br>VU<br>—<br>—<br>—<br>—<br>国内希少、 CR<br>VU<br>—<br>—<br>—  |

| 目    | 科    | 種または亜種        | 種の指定等    |
|------|------|---------------|----------|
|      | ○    | キヨウジョシギ       | —        |
|      | ○    | オバシギ          | —        |
|      | ○    | コオバシギ         | —        |
|      | ○    | トウネン          | —        |
|      | ○    | ヒバリシギ         | —        |
|      | ○    | ウズラシギ         | —        |
|      | ○    | サルハマシギ        | —        |
|      | ○    | ハマシギ          | N T      |
|      |      | <u>ヘラシギ</u>   | C R      |
|      | ○    | キリアイ          | —        |
|      |      | エリマキシギ        | —        |
|      |      | アカエリヒレアシシギ    | —        |
| カモメ  | ○    | ユリカモメ         | —        |
|      | ○    | <u>ズグロカモメ</u> | V U      |
|      |      | ウミネコ          | —        |
|      |      | カモメ           | —        |
|      | ○    | セグロカモメ        | —        |
|      |      | オオセグロカモメ      | —        |
|      | ○    | セグロカモメの一種     | —        |
|      | ○    | <u>コアジサシ</u>  | 国際希少、V U |
|      |      | クロハラアジサシ      | —        |
|      |      | ハジロクロハラアジサシ   | —        |
|      |      |               |          |
| タカ   | ミサゴ  | ○ ミサゴ         | N T      |
| ハヤブサ | ハヤブサ | ○ ハヤブサ        | V U      |
| 合計   | 6目   | 11科           | 77種      |

(注)

1. データはモニタリングサイト1000調査及び日本野鳥の会の行った補足調査結果に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト（平成24年改訂）

C R : 絶滅危惧 I A類、E N : 絶滅危惧 I B類、V U : 絶滅危惧 II類、

N T : 準絶滅危惧、D D : 情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

4. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

## 国指定肥前鹿島鳥獣保護区 肥前鹿島鳥獣保護区の面積内訳表

## ◆形態別面積内訳

## ◆所有別面積内訳

|           | 鳥獣保護区 |          |            | 特別保護地区 |          |            | 特別保護指定区域 |          |            |
|-----------|-------|----------|------------|--------|----------|------------|----------|----------|------------|
|           | 既存面積  | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積   | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 | 既存面積     | 拡大(縮小)面積 | 拡大(縮小)後の面積 |
| 国有地       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 国有林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 林野庁所管     | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 制限林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 保安林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 砂防指定地     | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| その他       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 普通林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 文部科学省所管   | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 国有林以外の国有地 | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 財務省所管     | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 国土交通省所管   | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 地方公共団体有地  | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 都道府県有地    | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 制限林地      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 保安林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 砂防指定地     | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| その他       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 普通林地      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 市町村有地等    | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 制限林地      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 保安林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 砂防指定地     | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| その他       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 普通林地      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| その他       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 私有地等      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 制限林地      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 保安林       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 砂防指定地     | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| その他       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 普通林地      | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| その他       | ha    | ha       | ha         | ha     | ha       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 公有水面      | 67    | ha       | ha         | ha     | 57       | ha         | ha       | ha       | ha         |
| 計         | 67    | ha       | ha         | ha     | 57       | ha         | ha       | ha       | ha         |

#### ◆他法令による規制区域との重複

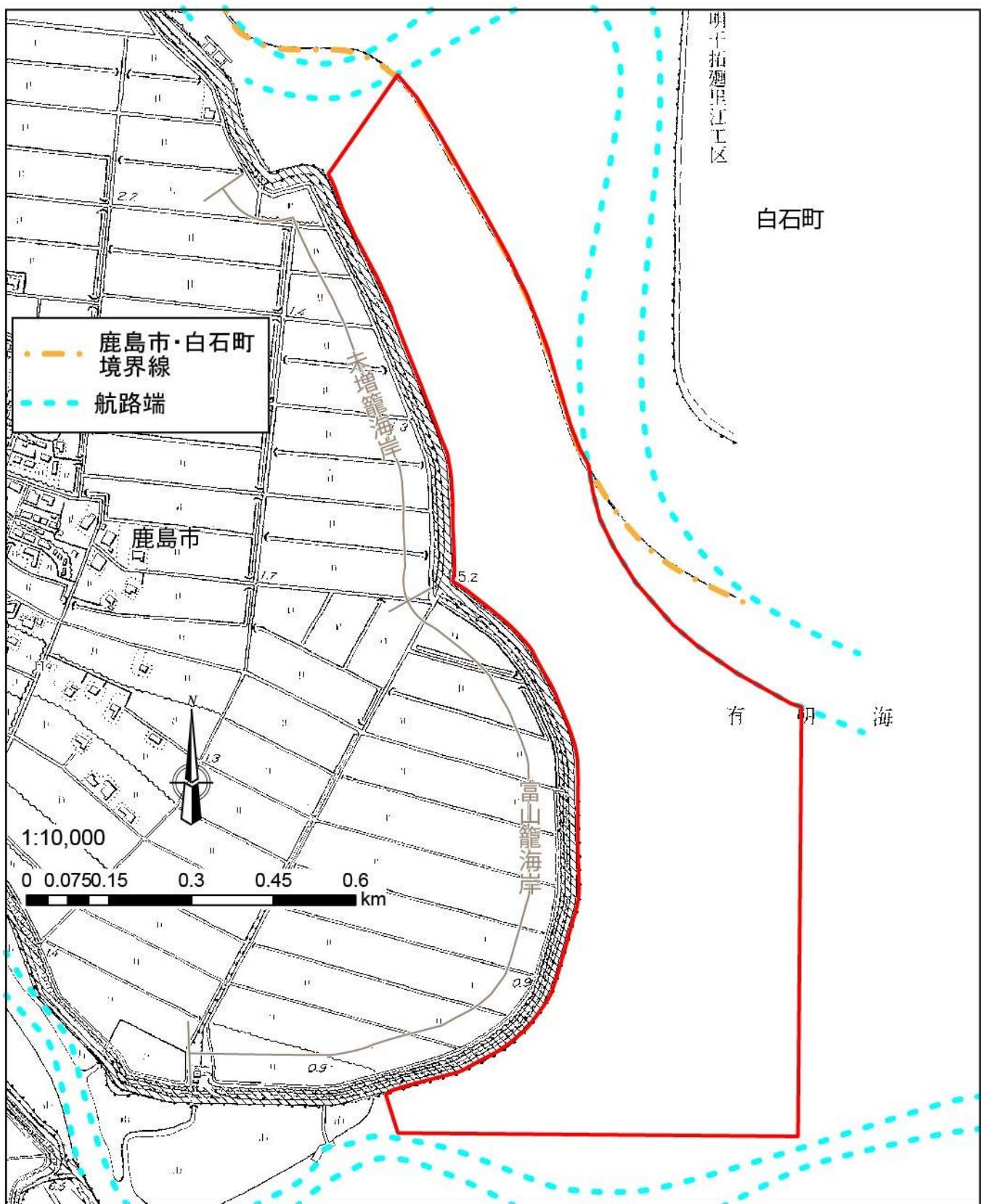
# 国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区 位置図



〔国土地理院地図(電子地形図)を使用。〕

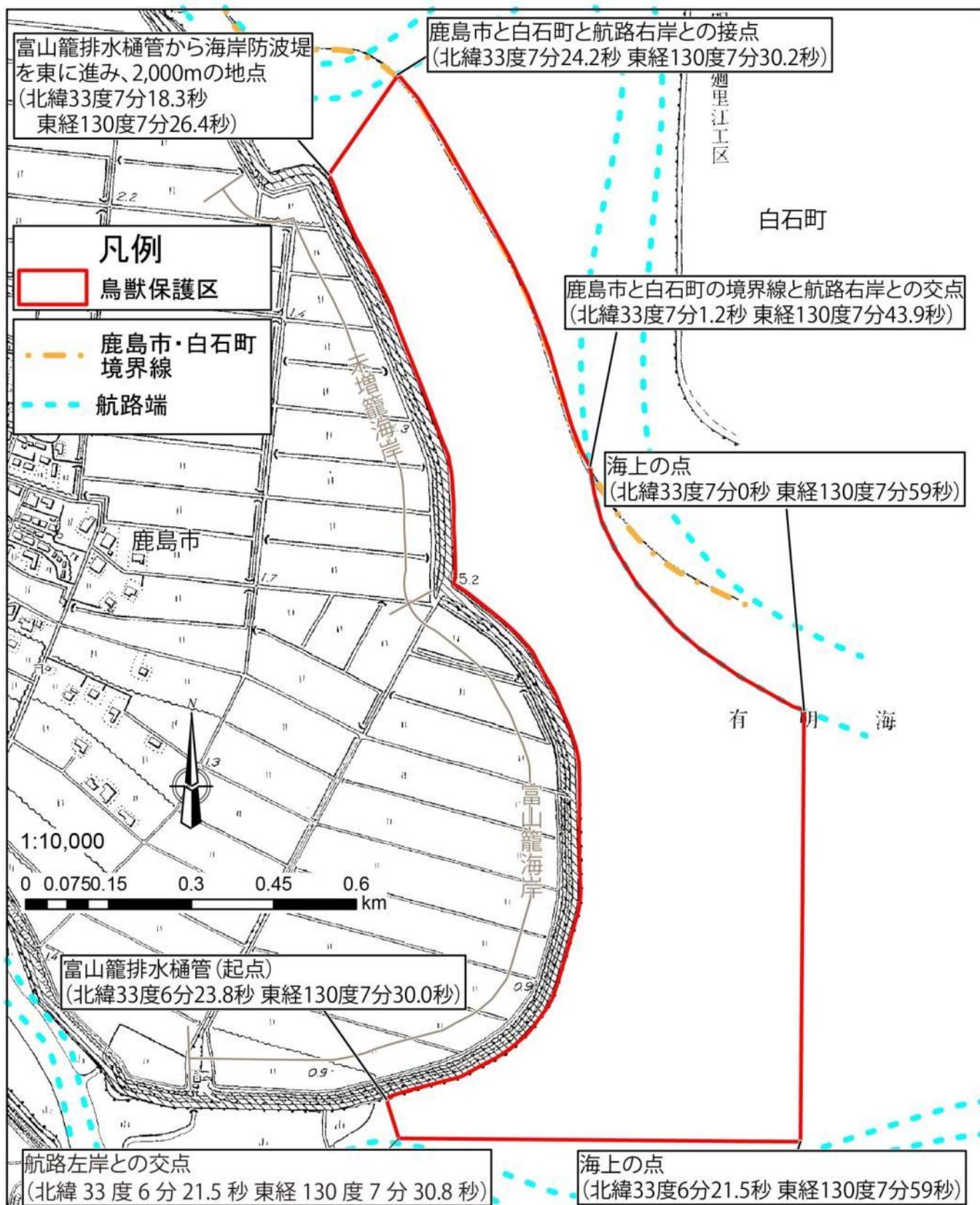
| 凡 例       |                          |
|-----------|--------------------------|
| 鳥 獣 保 護 区 | <input type="checkbox"/> |

# 国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区 区域図



| 凡例    |                          |
|-------|--------------------------|
| 鳥獣保護区 | <input type="checkbox"/> |

# 国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区 区域説明図



佐賀県鹿島市、富山籠排水樋管を起点とし、同所から富山籠及び末増籠の海岸防波堤(法尻)を北東に進み起点からの距離2,000mの地点(北緯33度7分18.3秒 東経130度7分26.4秒)に至り、同所から北東に進み鹿島市と白石町と航路右岸との接点(北緯33度7分24.2秒 東経130度7分30.2秒)に至り、同所から鹿島市と白石町の境界線を南東に進み航路右岸との交点(北緯33度7分1.2秒 東経130度7分43.9秒)に至り、同所から航路右岸を南進し海上の点(北緯33度7分0秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から南進して海上の点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から西進して航路左岸との交点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分30.8秒)に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

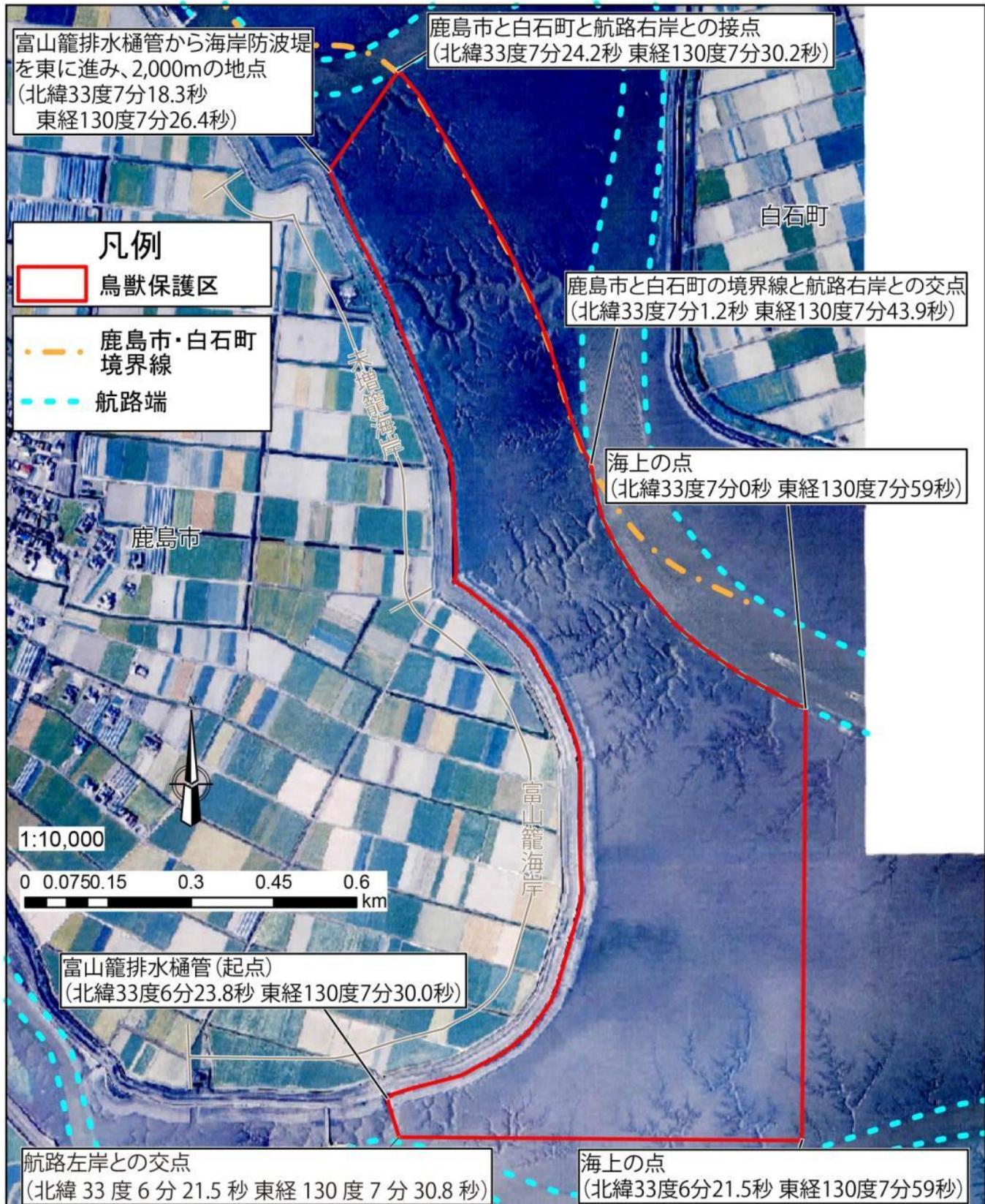
## 国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区 区域説明図（補足）



海岸防波堤（法尻）境界

写真 海岸防波堤（法尻）の境界線位置

# 国指定肥前鹿島干潟鳥獣保護区 区域説明図



佐賀県鹿島市、富山籠排水樋管を起点とし、同所から富山籠及び末増籠の海岸防波堤(法尻)を北東に進み起点からの距離2,000mの地点(北緯33度7分18.3秒 東経130度7分26.4秒)に至り、同所から北東に進み鹿島市と白石町と航路右岸との接点(北緯33度7分24.2秒 東経130度7分30.2秒)に至り、同所から鹿島市と白石町の境界線を南東に進み航路右岸との交点(北緯33度7分1.2秒 東経130度7分43.9秒)に至り、同所から航路右岸を南進し海上の点(北緯33度7分0秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から南進して海上の点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分59秒)に至り、同所から西進して航路左岸との交点(北緯33度6分21.5秒 東経130度7分30.8秒)に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。